

## 新潟空港海外研修・交流団体旅行促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新潟空港の利用促進を図るため、旅行会社が、新潟空港を利用した海外への研修・交流団体旅行を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 補助金の対象となる旅行(以下「対象事業」という。)は、新潟空港を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、団体旅行運賃を適用した団体旅行とし、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 旅行会社が企画・実施する海外への概ね5名以上の団体旅行であって、研修や交流のメニューを含む旅行であること。
- (2) 申請日以降に、旅行会社が募集又は受注する旅行であり、申請年度の3月31日までに実施・完了すること。

2 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた国内の事業所(本社、地区営業本部、支社、支店、営業所)とする。

### (交付基準)

第3条 補助金の交付金額は、送客一人につき3,000円とする。ただし、特に知事が必要と認めた場合は別途定める額とする。

- 2 本条第1項に定める交付金額は、申請一件あたり150,000円を限度とする。ただし、研修や交流の内容が学生等の修学旅行又は研修旅行の場合、申請一件あたり600,000円を限度とする。なお、前項のただし書きを適用する場合は、上限を別途定めるものとする。
- 3 新潟空港を片道利用する場合、本条第1項に定める交付金額は、「3,000円」とあるのは「1,500円」と読み替える。また、本条第2項に定める金額は、「150,000円」とあるのは「75,000円」と、「600,000円」とあるのは「300,000円」と、それぞれ読み替える。

### (交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更(第7条に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、旅行行程表を添付し、事業を開始する日までに知事に提出しなければならない。

(変更の交付申請)

第6条 第4条の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 申請書記載の金額が変更しない場合
- (2) 研修の目的、内容に変更が生じない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。